

初診・再診時の特別料金について

当院に受診される場合は、原則として

紹介状をお持ち下さるようお願いいたします。

当院では、紹介状をお持ちにならない場合、初診料・再診料とは別に選定療養費を徴収いたします。
皆様のご理解の程、よろしくお願ひいたします。

*選定療養費がかかる場合

○ 初診時 7,700円(税込み)

- ① 他の保険医療機関等から紹介状を持たずに、初診で受診された場合
- ② 平日時間内(8時～18時)の救急外来受診者(救急車搬送は除く)

○ 再診時 3,300円(税込み)

- ① 症状が安定し、当院から他の医療機関に紹介したにも関わらず、当院での予約がなく、引き続き受診された方

●初診・再診は、医師の判断によりますのでご了承ください

*厚生労働大臣の定める特別料金(保険外併用療養)とは…

・200床以上の地域医療支援病院の初診に関する事項

200床以上の地域医療支援病院は健康保険法第70条第3項に規定する保健医療機能相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、他の保険医療機関等からの紹介状なしに受診した患者については、選定療養として、初診時に、7,700円以上の金額の支払いを受けること。

・200床以上の地域医療支援病院は健康保険法第70条第3項に規定する保健医療機能相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、他の保険医療機関等からの紹介状なしに受診した患者については、選定療養として、再診時に3,300円以上の金額の支払いを受けること。

静岡赤十字病院長